

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和元年度）

住 所 横浜市西区北幸二丁目9番14号

事業者名 相模鉄道株式会社
代表者名 代表取締役社長 千原 広司

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
全駅	全ての駅にホームドアを整備する。(2015年度～2022年度)	2019年度は、羽沢横浜国大駅に設置した。今後も順次設置していく。

② 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
近接施設への誘導	横浜駅においては、構造上の理由により3番線降車ホームにしかエレベーターがないため、行先に応じて、近接する商業施設エレベーターへ誘導する。(2019年度)	計画の通り実施済み。

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
駅構内での自動音声案内の実施 文字による情報提供の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・星川駅において、自動音声によりトイレ等の場所を案内できる設備を設ける。(2019～2020年度) ・行先案内表示装置が未設置の8駅（平沼橋、西横浜、天王町、上星川、西谷、南万騎が原、弥生台、ゆめが丘）においては、2019年度末までに整備を行う。(2019年度) 	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度中に計画の通り実施する。 ・計画の通り実施済み。

④ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
障害者の接遇に関する民間資格の取得促進	・駅に配属になった係員には、速やかにサービス介助士の資格を取得させる。(2019年度)	計画の通り実施済み。

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講ずべき措置の実施状況

<ul style="list-style-type: none"> ・他の接続する交通機関（JR、小田急電鉄等）と案内サイン等の表示を統一化した。 ・天王町駅、星川駅、二俣川駅のホームドア整備及び、星川駅の音声誘導装置設置については、横浜市移動円滑化基本構想に基づく公共交通特定事業として実施した。 ・利用者からの意見や社員の気づきを集約し、社内で共有するとともに、方針策定の検討材料とした。
--

(3) その他

特になし。

II 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(令和2年3月31日現在)

鉄道駅名	路線名	所在都道府県市町村	一日当たりの利用者数	無人駅、有無	公共交通移動等円滑化令の適用有無	段差への対応	プラットホームの数	解消されるラットのラホ	エレベーターの設置数	エスカレーターの設置数	その他機械の設置数	傾斜路の設置数	視覚誘導ブロックの有無	案内設置の有無	障害者の対応の有無	障害者対応の設置の有無	障害者対応の設置の有無	障害者対応の設置の有無	車いす乗降可能なプラットホームの数	転落防止のための設備の有無
横浜 駅	相模鉄道本線	神奈川県 横浜市 西区	421,910 人			○	4	4	1 (1) 基	7 基	基	箇所		○	○	○	○	○	4	○
平沼橋 駅	相模鉄道本線	神奈川県 横浜市 西区	8,926 人			○	1	1	1 (1) 基	基	基	箇所		○	○	○	○	○	1	○
西横浜 駅	相模鉄道本線	神奈川県 横浜市 西区	14,832 人		○	○	1	1	1 (1) 基	1 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
天王町 駅	相模鉄道本線	神奈川県 横浜市 保土ヶ谷区	27,313 人			○	2	2	2 (2) 基	2 基	基	1 (1) 箇所			○	○	○	○	2	
星川 駅	相模鉄道本線	神奈川県 横浜市 保土ヶ谷区	28,302 人		○	○	2	2	4 (4) 基	4 基	基	1 (1) 箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
和田町 駅	相模鉄道本線	神奈川県 横浜市 保土ヶ谷区	18,017 人		○	○	2	2	3 (3) 基	基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
上星川 駅	相模鉄道本線	神奈川県 横浜市 保土ヶ谷区	26,006 人		○	○	2	2	4 (4) 基	4 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
西谷 駅	相模鉄道本線	神奈川県 横浜市 保土ヶ谷区	24,551 人			○	2	2	3 (3) 基	6 (1) 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2	
鶴ヶ峰 駅	相模鉄道本線	神奈川県 横浜市 旭区	57,070 人			○	2	2	3 (3) 基	4 基	基	箇所		○	○	○	○	○	2	○
二俣川 駅	相模鉄道本、いずみ野線	神奈川県 横浜市 旭区	82,602 人			○	2	2	3 (3) 基	6 基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○	○	2	○
希望ヶ丘 駅	相模鉄道本線	神奈川県 横浜市 旭区	34,405 人			○	2	2	4 (4) 基	6 基	基	箇所		○	○	○	○	○	2	○
三ツ境 駅	相模鉄道本線	神奈川県 横浜市 瀬谷区	57,806 人			○	2	2	4 (4) 基	5 基	基	1 (1) 箇所		○	○	○	○	○	2	○
瀬谷 駅	相模鉄道本線	神奈川県 横浜市 瀬谷区	44,085 人		○	○	2	2	2 (2) 基	2 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	2	○
大和 駅	相模鉄道本線	神奈川県 大和市	115,878 人		○	○	1	1	1 (1) 基	3 基	基	箇所	○	○	○	○	○	○	1	○
相模大塚 駅	相模鉄道本線	神奈川県 大和市	14,284 人			○	1	1	3 (3) 基	3 基	基	箇所		○	○	○	○	○	1	
さがみ野 駅	相模鉄道本線	神奈川県 海老名市	37,399 人			○	2	2	4 (4) 基	3 基	基	箇所		○	○	○	○	○	2	○
かしわ台 駅	相模鉄道本線	神奈川県 海老名市	18,665 人			○	2	2	2 (2) 基	4 基	基	箇所		○	○	○	○	○	2	○
海老名 駅	相模鉄道本線	神奈川県 海老名市	123,213 人			○	1	1	基	2 基	基	箇所		○	○	○	○	○	1	○

Ⅲ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	○
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第2号様式)

- 注1. 複数の路線が乗り入れる鉄道駅は1鉄道駅として計上し、路線名の欄に当該複数の路線名を記入すること。
2. 有人駅、無人駅の別の欄には、当該鉄道駅が無人駅である場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
3. 公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無の欄には、当該鉄道駅が公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
4. 段差への対応の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条及び第18条の2の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
5. プラットホームの数の欄には、当該鉄道駅に設置されているプラットホームの総数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
6. 段差が解消されているプラットホームの数の欄には、鉄道駅の出入口とそれぞれのプラットホームとの間の経路の段差が解消されているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
7. エレベーターの設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエレベーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第7項の基準に適合するエレベーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
8. エスカレーター設置基数の欄には、当該鉄道駅に設置されたエスカレーターの総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第9項の基準に適合するエスカレーターの設置基数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
9. その他の昇降機設置基数の欄には、エレベーター及びエスカレーター以外の昇降機の設置基数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
10. 傾斜路の設置箇所数の欄には、当該鉄道駅に設置された傾斜路の総数を記入し、同欄の括弧内には、公共交通移動等円滑化基準省令第4条第6項及び第6条の基準に適合する傾斜路の数を記入し、(合計)には、それぞれの合計数を記入すること。
11. 視覚障害者誘導用ブロックの設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第9条の基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
12. 案内設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第10条から第12条までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
13. 障害者対応型便所の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に便所が設置されていない場合は一印を、便所が設置されており、かつ、障害者対応型便所(公共交通移動等円滑化基準省令第13条第2項の基準に適合するものをいう。第10号、第12号、第22号及び第24号様式を除き以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型便所が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
14. 障害者対応型改札口の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に改札口が設置されていない場合は一印を、改札口が設置されており、かつ、障害者対応型改札口(公共交通移動等円滑化基準省令第19条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型改札口が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
15. 障害者対応型券売機の設置の有無の欄には、当該鉄道駅に券売機が設置されていない場合は一印を、券売機が設置されており、かつ、障害者対応型券売機(公共交通移動等円滑化基準省令第17条の基準に適合するものをいう。以下同じ。)が設置されていない場合は×印を、障害者対応型券売機が設置されている場合は○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
16. 車椅子使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第1号から第3号までの基準に適合しているプラットホームの数を記入し、(合計)には、その合計数を記入すること。
17. 転落防止のための設備の設置の有無の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令第20条第1項第6号から第8号までの基準に適合している場合に○印を記入し、(合計)には、○印の合計数を記入すること。
18. IIIについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。
19. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。
20. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。